秋◇季◇闘◇争
各組合の動き

十月八日、突如国会に提出された警職法の改悪反対闘争を中心に大牟田地区の秋季闘争も期末手当、勤評反対といよいよ本格化してきた。去る五日の第四次統一行動に当つては、国鉄の三時間の時間内職場大会をはじめ、三鉱、三煉の二十四時間スト、化学の時限スト、時間内職場大会など、最高のゼネスト態勢に入つた。期末手当については東圧、三染、合成など合化関係は早くも妥結し、二十六日の第五次統一闘争を目ざして職場要求を積み重ねつつ態勢をもりあげているが以下大牟田の秋闘の情況をみる——。

東圧、三染、合成早くも妥結

東圧　十月二十二日秋期一時金闘争は組合員平均手取二七・三二〇円（要求四〇・〇〇〇円）で妥結した。さらに越年手当として基準内賃金の五〇％（手取平均一二・五〇〇円）が協定されているので、年末一時金としては税込平均すると四九・〇〇〇円となる。

三染　期末手当として組合員平均税込四七・二五〇円を要求、去る十一月七日平均税込三二・一〇〇円の回答があつたが、組合では九二％の高率でスト権を確立、十五日に最後回答を求めた。十七日のスト突入を前に、激しい団交の末、会社はさらに一律一・二〇〇円と金券三円〇〇、その他増資記念金として一律三・〇〇〇円を出してきたので、組合もこれを認めて妥結した。

合成　十月二十四日期末手当組合員平均手取四一・五八三円を要求していたが、会社は十一月十日平均手取二九・〇三九円を回答してきた。組合はこれを拒否しスト権を確立、二十一日二・一〇〇円、二十二日更に一・一〇〇円の追加回答（計手取三一・三三九円）を認めて妥結した。

電化　秋季生産奨励賞金として平均税込四二・三四〇円を好、不況にかかわらず賞金の一部であるという観点にたつて要求することに決定、十一月二十七日より中央労働協議会で交渉することになつている。その他私傷病者の見舞金増額、能率奨励金の改訂、休日休暇の増加などを重点に労働協約の改訂を行う。

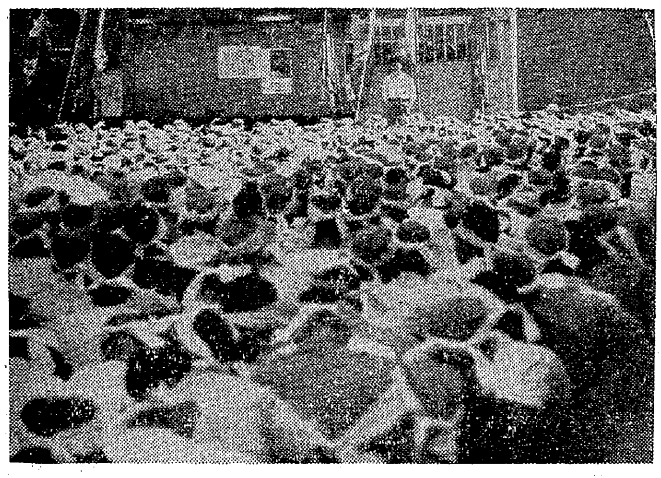
期末手当闘争に於ける東圧労組の決起大会

三鉱　十一月八日、期末手当として税込二六・〇〇〇円の要求を提出した。十八日から三日間三鉱連の臨時大会が開催されたが、組合では会社の合理化案と長計協定をめぐつての闘争に備えて組織を固めているさる十月二十七日期末手当ならびに一時金税込二八・〇〇〇円を三金連として要求したが、十一月七日の団交で「会社としては検討不十分であり、さらに中央労使協議会ももたれるので、まだ回答できる段階にない」との第一次延期回答をうけた。職場では、いつも第一次回答が延期回答であるのにたいし、例によつて例の通りかと不満の声が多い。会社の非鉄金属関係の市況が順調でないとか、前期よりも利益金が低下しているなど苦ばつにPRを行つている。なお三金連としては七日の団交で強い不満の意を表明、団交を打切つている。

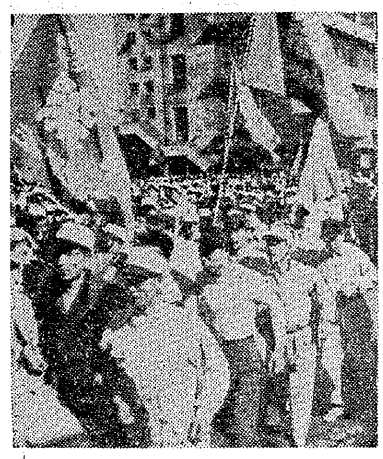
期末手当闘争のときの三染労組の工場内デモ

三煉　期末手当ならびに一時金税込二八・〇〇〇円を三金連として要求したが、十一月七日の団交で「会社としては検討不十分であり、さらに中央労使協議会ももたれるので、まだ回答できる段階にない」との第一次延期回答をうけた。職場では、いつも第一次回答が延期回答であるのにたいし、例によつて例の通りかと不満の声が多い。会社の非鉄金属関係の市況が順調でないとか、前期よりも利益金が低下しているなど苦ばつにPRを行つている。なお三金連としては七日の団交で強い不満の意を表明、団交を打切つている。

市労連　十月二十八日、期末手当として月収の二十三割プラス一律三・〇〇〇円プラス扶養家族一人当り五〇〇円＝計四一・八二〇円を要求している。その他二・〇〇〇円の賃上げ、給与の凸凹是正、通勤手当の支給、職場要求、以上の五点を要求の中心としている。交渉は具体的にすすんでいないが二十日の家族慰安会終了後積極的にすすめられる。

市教組　勤評の一年間白紙撤元、年末手当三カ月分、年度末手当として〇・五カ月分を要求、勤評については市教育委員会との間に(1)勤評については反対の意志をもつている (2)市教委と教組の審議会の結論がでるまでは勤評は記入しない という「覚え書」を交換したので、十一月七日に無言闘争、日宿直拒否闘争、夜間の集団交渉の指令を解除した。

自労　対市要求として、越年資金十五日分（一日分二八五円）をだしている首切り撤回を要求して座りこみに入り一七〇日になるが、現在一名だけは撤回きした。

国鉄　年末手当として、基準賃金の二カ月分、平均税込四〇・〇〇〇円を要求している。その他、仲裁裁定の是正の早急実施（全員一号俸の昇給）などを要求して十一月十五日から順法闘争に入つている。

全電通　期末手当として基準賃金の二・五カ月分（約五〇・〇〇〇円）を要求しているが、当局は具体的な回答はのばしている。その他、要員要求のための到達目標、職場要求の集約を行つている。

九電労　期末手当として、基本給一九・二六七円の二、三カ月分税込四九・一八九円を二十日要求した。

中小労　【日本紙函】一・〇〇〇円の賃上げと年末手当三カ月分を要求、【三池食品】退職金三十年で二〇万円を要求している。期末手当は協約で制度化して、基準内の九〇％となつている。【印刷五社】年末手当二十三日分【と退職金一年につき二十日を要求している。【三菱食品】賃上げ二・五〇〇円期末手当税込三〇・〇〇〇円を要求している。【渡瀬鉄工所】会社の工場閉鎖に対して、組合員は退職金は受取らずに事業再開の闘いを組んでいる。

現状では"勤評"反対
力となつた先生達の無言闘争
市教委、態度を表明

大牟田市の教育委員会は、去る十一月七日に(1)現状では勤評実施に反対 (2)勤評実施は十分な諒解、納得が必要で、強行はさけるべきである (3)賃金カットはされないように努力する、旨の大牟田教育委員会の態度を明らかにしたが、これは市教職組合が同委員会に出した質問に対する答えをなすものである。

問題がひとまずこの点に落ちつくまで、市教組としては並々ならぬたたかいを必要とした。その第一にあげなければならないのが、いわゆる"無言闘争"であろう。

この闘争は、各学校長に対するたたかいで、それぞれの校長に圧力をかけて、校長たちに勤評実施を避けさせ、さらに市教育委員会に向つて、その実施を不可能にするようにはたらきかけてもらいたいとのねがいが、根幹をなすものだつた。

大牟田市の全ての先生たちは、中小学校はもちろん高校も、去る十月二十五日を期して無言闘争に立ち上つた。その前の日までは、校長先生とも親しくつき合い、また何くれとなく朝夕のアイサツもかわし、話し合いもやつていたが、その日から先生たちは、そのような学校長に対して一言の話しも、ひとことのアイサツもしなくなつた。絶対に校長にものをいわない生活が、はじまつたのだ。

それに加えて、日宿直拒否の闘争も並行されていつた結果、校長は、全ての他の先生との間に大きな溝が掘られてゆく上に、さらに一人で日直、宿直もやらねばならなかつた。

そして、先生たちは既に分れて宿直中の校長のもとをおとづれては、勤評を出さないよう、また勤評が実施されないように教育委員会へのはたらきかけに対して、協力を求めていつた。

各学校で、校長先生がまいつてしまつたことはいうまでもない先生たちにとても人間である以上、昨日まで話しもし、アイサツをかわし、長くつきあつてきた校長に対する無言闘争は、やつぱりつらいものだつた。むしろ難行だつたろう。

しかしどの校長も、日がたつても、どれだけ頑んでも、はじめも終りもかわらずぬらりくらりの態度で、「個人的には反対だが、職掌からはどうしようもない」という見解から一歩も出ないところを見せつけられては、「いかなる組合員も、日がたつにしたがつてにくしみが湧いてくるのはどうしようもないです」とは、某先生の述懐である。

そのような無言闘争は、それでも次第次第に効きめを見せていつた。そして、最後には当初の教育委員会からの回答となつてあらわれた教組は、ひとまず十一月七日その問題の闘争をといたが、市の全ての先生たちが右のような困難な闘争を一致団結してたたかいぬいた力は、各方面から高く評価されている。

西鉄バス乗務員
利用者と交流座談会

現在西鉄労組青年婦人部では明朗な職場建設に努力している。そのため利用者の苦情を述べてもらいたいとの趣旨で、乗務員の実態も理解してもらい、双方の仲間同志のおもいやりを深めることを目的として次の要領でバス通勤者の単産青婦部と交流座談会を開くことになつた。

一、座談会日に該当する単産青年婦人部はバス利用者を原則として男五名、女五名を参加させる

二、右の外に組合員家族の学生程度でバス利用通学者の中から二名ー三名を選出し、参加させる

三、参加者は全員を単産執行部一名が掌握し午後五時まで、西鉄クラブ（出雲町東本願寺前）に集合する。

四、参加者の夕食準備は主催者側の方で行う。

五、日　程

十一月廿四日（月）　市労連
十一月廿七日（木）　東圧労組
十二月　二日（火）　三鉱労組
十二月　五日（金）　市教組
十二月　六日（土）　三染労組

勤務ぶりで加減する
問題残した期末一時金
三　染

去る二十日、三染労組は最終的な機関の審議を経て期末手当闘争を終つた。

会社は、組合の要求、組合員一人平均四七・二〇〇円に対して、はじめ三二・一〇〇円を回答し、さらに去る十五日あわやストライキに突入しようとするドサクサの段階に立ち至つたとき、さらに一・二〇〇円の一律給に、近く見越されている倍額増資の記念のための酒肴料として一律三・〇〇〇円をつけ加え、その他の若干の要求に対して譲歩してきた。これで組合はストを中止、妥結の方向を決定したもの。

ところが、かりに今回一時的に解決したように見る右の問題は、どうやら三染では今後に尾をひきそうなかたむきを見せている。というのは、一応妥結した期末一時金の体系のなかに、いわゆる"刺激給"とでもいわれるものがかくされているからで、それは一部賃金の運用の権限を職制の手のなかに与えて、そして「勤務ぶりを審査した上で、だいたい十名に一名の割合いで、最高八百円から最低二百円までの特別手当を与える」というわけである。

これは、会社が俗にいう"キンタマニギリ"を職場につくることをねらつたものにほかならず、「ほしければ、上の者のいうことを聞いて、だまつて働らけ」と、人間の最も痛い弱点につけこむ極めて非人間的な処置であることは、指摘するまでもなかろう。これに、殆んどの職場がフンマンを示しているのは当然である。

もともと三染の従業員大衆にはつい身分制を撤廃した昨年まで月々の給料に、この種の"刺激給"がつけられ、一方キンタマニギリを育て、他方職場活動者にヒヤメシをくわせていた。

この刺激給は、毎月の個人点によつて加減され、これは職員には与えられていなかつた。否、むしろ従業員大衆は、毎日々々個人点をつける権限をにぎつている課長、係長、職員上層部の目の色ばかりうかがつて、おずおずして働かなければならなかつた。優遇される者と冷遇される者とは相反目し、職場の隅々でスパイの影におびえた。

しかし、そのような非人間的賃金体形はようやく昨年身分制を撤廃したその日から、給料袋のなかから消えることができ、三染の職場にはやつと明るい陽ざしがさしこみはじめたのであるところがどうだろう、その刺激給が、こんどの期末一時金のなかに再び冷酷なその姿をあらわしたのだ。しかも会社は、これを実績として今後の賃金施策のなかに入れてゆく気がまえを見せている。さしづめ定期昇給には、必ずこれが頑としてつけられるだろう。

期末一時金は妥結した。しかし、問題は右のようにして今後に残されたわけであつて、いつかは三染の労働者は、会社が再びもち出したこの刺激給制度を撤廃するために立ち上るだろう。また、実に三染の全組合員の会社に対する内心の職りは深いものがあるようだ。

警職法たずねある記
賃上げもストもやれなくなる
絶対ご免の改悪案

警職法にたいする一般の感覚はどうか、かりいれに忙しい農村に、また町の主婦、工場に働らく人々に、その考えを打診してみた。

農民Aさん　警職法がとおれば再軍備が頭をもたげ、戦争放棄が戦争賛成になるのは目にみえている。いつだつたか吉田首相が「軍隊ではありません」と断言したが、そうすれば米、英、ソのどの国も自衛のための軍備であるから軍隊ではないのかという理屈になる。警職法を通そうと自民党はいろいろな宣伝をやつているが、ウソも方弁としか思つておりません。

また隣りのたんぼのBさんは私は、警職法をどうして改正せんなんとかわからん。昔んどつ自分たちが納めた税金で養つている巡査に、頭をペコペコさげていたような、飼犬にかまれる改悪案には賛成できんですよ。

農民Cさん　私もBさんの意見に全く同じです。警職法の話をしていただけで、ナマイキだと引つぱつてゆく警官がようよしているいま、これを通せば新聞にのつていたとおり狂人に刃物ですよ。

また主人を会社へ勤めに出したあとの社宅を訪ねてみると

主婦Aさん　警官の権限ですか、それを拡大させることを自体に何か割切れぬものを覚えます。

主婦Bさん　ハツキリ軍隊としたくてうずうずしている岸政府です。警職法がとおつたら、目的のためには手段をえらばず警官を利用すると思います。

主婦Cさん　警職法は絶対にとおしてはならないと思います。もしこれがとおつたら、私たちのような給料生活者はみじめで、賃金が安いから主人たちがストをやつても、何かとめいもくつけて止めさせられたとすれば、泣き寝入りするよりほかに仕方がありません。泣き寝入りするのは絶対いやです。

また五日の統一行動に二十四時間のストで参加した三鉱の組合員はAさん　メーデーはもちろんのこと、労働者の最後の切札であるストもできないようになつたら労働者はお先まつ暗だ。政府は警職法反対の実力行使は政治ストで、労働組合本来の目的とするところの経済的闘争ではないと宣伝しているが、警職法がとおれば賃上げもできなくなるし生活が苦しくなるのは判つているのだから、経済闘争であることにもまちがいない。

Bさん　政治ストと非難するまえに、政治ストのようなことをしなければならないようにした政府の政策を検討してもらいたいと私はいいたい。

Cさん　大地評傘下の線をそろえた統一行動がとれなかつたのは残念だ。それぞれの個所で、それぞれ問題はあると思うが、これに反対することは労働者自身の身を守るためというより、国民の一人一人の身を守るためなのだから、国をよくするか悪くするかの瀬戸際ともいえる。国が悪い方へかたむいていくのを平然とながめていられる人は別だが、そうでない人はよくするために努力してもらいたい。これは何もむずかしいことでなくただ国民としての義務を遂行するというだけのものだ。